

**青梅駅自転車等駐車場、河辺駅北口自転車等駐車場および河
辺駅南口自転車等駐車場の指定管理者の指定について**

青梅駅自転車等駐車場、河辺駅北口自転車等駐車場および河辺駅南口自転車等駐車場の指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定にもとづき、市議会の議決を求める。

令和元年12月9日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

記

- 1 公の施設の名称
青梅駅自転車等駐車場
河辺駅北口自転車等駐車場
河辺駅南口自転車等駐車場
- 2 指定管理者となる団体
東京都中央区八丁堀一丁目2番8号
友輪株式会社
- 3 指定の期間
令和2年4月1日から令和5年3月31日まで